

## PFOS 等を含む水の処理に用いた 使用済活性炭の適切保管等について

2025 年 3 月 26 日、環境省から「PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について」の通知がありました。通知では、使用済活性炭の適切な保管、適正処理、再生を委託する場合の留意事項が示されています。

保管については、屋内または雨水が当たらない場所での保管、定期的な状況確認などにより、PFOS 等の環境中への流出を防止することが求められます。

処理については、排出事業者が廃棄物処理業者に PFOS 等の含有情報を提供し、廃棄物処理業者は「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を参考に確実な分解処理を行う必要があります。

再生の委託を検討する場合には、委託者が PFOS 等の含有を再生事業者へ伝え、受入可否を確認するとともに、排水や排ガスからの環境流出防止策が講じられていることを委託者も確認することが求められます。

当社では PFAS の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社 PFAS 分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 3 月 26 日付 環境省通知 環水大管発第 25032611 号 環循規発第 2503261 号](#)

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

- [1. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について](#)  
(ゼロ・ジャパン株式会社)
- [2. 令和 5 年度大気汚染防止法の施行状況について](#)
- [3. 特別管理及び産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和 5 年度速報値](#)
- [4. 令和 6 年度アスベスト大気濃度調査結果について](#)
- [5. 病院におけるアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果の公表等について](#)
- [6. PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和 5 年度）について](#)

## ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に 係る暫定排水基準の見直しについて

ほう素及びその化合物（以下「ほう素。」）、ふっ素及びその化合物（以下「ふっ素。」）並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等。」）については、人の健康の保護の観点から 1999 年 2 月に設定した環境基準の維持・達成を図るため、水質汚濁防止法による一般排水基準が 2001 年 7 月に設定されました。その後、一般排水基準が達成困難な業種については、各業種における取組状況及び排水実態等を踏まえ暫定排水基準を設定し、3 年ごとに見直しが行われています。

現行の暫定排水基準は 2025 年 6 月 30 日に適用期限を迎えるため、各業種における検討を踏まえ、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直し案が検討されています。施行日は 2025 年 7 月 1 日に予定されています。一方、旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場における暫定排水基準の適用については、現行の基準が引き続き適用される予定です。

当社では無機化合物の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社無機分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 3 月 24 日付 環境省 水環境・土壌農薬部会（第 16 回）資料](#)

- [7. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について](#)  
(JFE 条鋼株式会社)
- [8. 工作物石綿樹全調査者講習標準テキストを更新](#)
- [9. 職場における熱中症対策の強化について](#)
- [10. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の申請について](#)  
(東芝環境ソリューション株式会社)
- [11. 「PFOS 等の濃度低減のための対策技術の実証事業」の公募について](#)
- [12. PFOS 及び PFOA の水質基準値追加などに関する意見募集結果公表](#)



## 消毒副生成物の検査の期間が近づいています！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 12 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からご覧いただけます。  
特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)